

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北本市深井二丁目五番一〇地先から 同市深井二丁目五番一二地先まで		区 間
一四・九〇〇一五・一三	一三・九八〇一四・〇六	敷地の幅員 (メートル)
三二・四二		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考